

令和6年12月6日

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項の規定により、令和6年10月31日付けで次の法人の設立の認証を取消しました。

1 取消理由

3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため

2 取消しとなった法人の概要

特定非営利活動 法人の名称	主たる事務所 の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 ふれあい旭川	北海道旭川市東光5 条2丁目1番6号	この法人は、障害者に対して、それぞれの障害の程度にあった軽作業を通して、社会参加の促進と自立を図るための支援に関する事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

[参考～特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の関係条項]

第29条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。